

大阪市規則第42号

職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間等に関する規則（平成4年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、所属長（<u>大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、中央卸売市場長及び区長をいう。以下同じ。）は、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（前項各号に掲げる勤務時間にあつては、別に定める時間）となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></u></p> <p>(勤務時間の割振りの変更)</p> <p>第3条 <u>所属長は、業務上必要があると認める場合には、前条第2項及び第3項の規定による勤務時間の割振りを変更することが</u></p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(勤務時間の割振りの変更)</p> <p>第3条 <u>所属長（<u>大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭</u></u></p>

できる。

和38年大阪市条例第31号) 第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、中央卸売市場長及び区長をいう。)は、業務上必要があると認める場合には、前条第2項及び第3項の規定による勤務時間の割振りを変更することができる。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。